

○資源管理基本方針

(令和二年十月十五日)

(農林水産省告示第千九百八十二号)

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定の例により、資源管理基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定の例により公表する。

農林水産大臣 野上浩太郎

改正 令和 二年一二月 一日農林水産省告示第二三二三号

令和 二年一二月二八日農林水産省告示第二五二八号

令和 三年 二月二二日農林水産省告示第 二八二号

令和 三年 六月 三日農林水産省告示第 九四六号

令和 三年 八月 六日農林水産省告示第一三三一号

令和 三年 十月二五日農林水産省告示第一八〇五号

令和 三年一二月 九日農林水産省告示第二一〇三号
令和 三年十二月十四日農林水産省告示第二一三六号
令和 四年 三月 九日農林水産省告示第 五四六号
令和 四年 六月十六日農林水産省告示第一〇一九号
令和 四年 十月二七日農林水産省告示第一七二八号
令和 四年十二月十五日農林水産省告示第二〇〇九号
令和 五年 一月 六日農林水産省告示第 一〇号
令和 五年 三月 三日農林水産省告示第 三六四号
令和 五年 四月十一日農林水産省告示第 五二八号
令和 五年 五月十七日農林水産省告示第 五九三号
令和 五年 七月 五日農林水産省告示第 八三〇号
令和 五年十二月 六日農林水産省告示第一七八五号
令和 五年十二月二八日農林水産省告示第二〇一七号

令和 六年 三月 六日農林水産省告示第 四六〇号
令和 六年 三月二八日農林水産省告示第 六五九号
令和 六年 六月 四日農林水産省告示第一〇九九号
令和 六年 七月三十一日農林水産省告示第一四八六号
令和 六年十一月二一日農林水産省告示第二一四四号
令和 六年十二月二七日農林水産省告示第二三五四号
令和 七年 三月 七日農林水産省告示第 三六一号
令和 七年 四月十一日農林水産省告示第 六〇一号
令和 七年 五月二七日農林水産省告示第 八三三号
令和 七年 七月 二日農林水産省告示第一〇五四号
令和 七年十二月 二日農林水産省告示第一八三一号
令和 八年 三月十二日農林水産省告示第 三五八号
令和 八年 五月十四日農林水産省告示第 七〇三号

令和 八年 六月 八日農林水産省告示第 七五〇号

令和 八年 七月 六日農林水産省告示第 九〇四号

資源管理基本方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

漁業生産量の減少については、様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、その減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限

による漁獲能力の管理が主体であった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき、持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要がある。

このため、この資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進する。

この資源管理の推進により、令和12年（2030年）度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を444万トンまで回復させることを目標とする。

2 資源管理に関する基本的な考え方

資源管理は、水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本とする。

その際、水産資源は、同一の水産動植物の種類であっても、産卵場、分布域、回遊経路等が異なることから、当該水産動植物の特性及び当該水産動植物を利用する漁業の実態等を踏まえる必要がある。

また、資源管理をより効果的なものとするため、水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限又は漁具の種類の制限、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとする。

(1) 資源調査及び資源評価

資源管理を適切に行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに、資源量の水準及びその動向を的確に推定することが不可欠である。すなわち、適切な根拠に基づいて漁獲可能量による管理を行うためには、十分な情報に基づく資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科

学的知見を踏まえた資源評価を実施した上で、資源管理の目標となる資源水準の値を明らかにし、資源管理の目標を定めることが必要である。

このため、資源調査及び資源評価の結果は、資源管理の基礎となるものであり、その科学的妥当性及び透明性を確保することが極めて重要である。

そこで、資源調査及び資源評価に当たっては、その独立性を確保する体制を整備するとともに、その科学的客観性、妥当性及び再現性を確認できるよう、外部有識者による検証を実施することとする。また、資源管理の方向性に関する理解を醸成するため、その基礎となる資源調査及び資源評価に関する情報を、漁業者をはじめとする国民全般に対して、理解しやすい形で積極的に公表することとする。

農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産機構」という。）に資源調査又は資源評価に関する業務を行わせる場合も同様であり、水産機構は、当該資源管理の方向性に基き業務を行わなければならない。また、水産機構は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。

(2) 資源管理の目標

資源評価が行われた水産資源については、資源管理の目標として、法第12条第1項第1号の目標管理基準値及び同項第2号の限界管理基準値又は同条第2項の資源水準を維持し、若しくは回復させるべき目標となる資源水準の値を定める。

資源管理の目標は、漁獲可能量を定めることにより実現を目指す資源水準の値を対外的に明らかにするものであり、透明性及び客観的な根拠をもって資源管理を行うために特に重要である。

このため、目標となる資源水準の値は、十分な情報に基づく客観的な根拠を有するものでなければならず、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づいて定めることとする。

(3) 資源管理の手法

水産資源は、餌不足、被捕食、生態系の変化等の漁獲以外の原因による死亡（以下「自然死亡」という。）及び漁業者その他の人による漁獲によって減少する。自然死亡は、人為的には管理できないことから、設定された資源管理の目標の達成のためには、漁獲量の管理が重要となる。

近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあることから、資源管理の目標を達成するための手法は、漁獲量そのものの制限である漁獲可能量による管理を基本原則とする。これにより、令和7年（2025年）度までに、我が国の海面漁業生産量（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類及び海産ほ乳類を除く。）の80パーセントの資源について漁獲可能量による管理が開始されることを目指す。

(4) 漁獲可能量による管理

① 管理年度当初の漁獲可能量の設定

農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値

は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。

なお、ひげ鯨類（「別紙 2－33 いわしくじら」、「別紙 2－36 にたりくじら」、「別紙 2－37 みんなくじら」及び「別紙 2－47 ながすくじら」の特定水産資源をいう。）は、海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年条約第 6 号）第 65 条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることから、本方針においては、国際資源に準じたものとして取り扱うこととし、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って漁獲可能量の算出を行うことを基本とする。

② 管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準

値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。

ア 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。

イ 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。

ウ 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

③ 漁獲可能量の配分及び漁獲量の管理

農林水産大臣は、当該特定水産資源の漁獲可能量を定め、当該漁獲可能量を都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、それぞれの大員管理区分において当該大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

また、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量につ

いて、都道府県資源管理方針に即して、当該都道府県知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

これらの大臣管理区分及び知事管理区分においては、次のいずれかの方法により、漁獲量の管理を行うこととする。

ア 漁獲割当てによる管理

漁獲量の合計が管理区分ごとの数量の上限に達した時点で行政庁が採捕を停止させる方式では、先獲り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがある。

このため、資源管理の実効性を確保し、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資する漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。漁獲割当ては、それぞれの管理区分において、特定水産資源を採捕する者に対して、船舶等ごとに、管理区分ごとの数量の範囲内で特定水産資源を採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うものである。

イ 漁獲割当て以外による管理

漁獲量を迅速に把握するシステムが構築されていないなど、漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分においては、当該管理区分において特定水産資源を採捕する者による漁獲量の総量の管理を行う。

また、水産資源の特性及びその採捕の実態により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められる場合には、当該水産資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量を漁獲努力量に換算した上で、漁獲努力量の総量の管理を行う。

(5) 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方

新たに特定水産資源に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、漁獲可能量による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。

このような資源については、漁獲可能量による管理に係る全ての取組（漁獲量の報告、漁獲可能

量の配分、採捕の停止等の命令等）を同時に導入するのではなく、取組を段階的に導入・実施し、漁獲量等の報告体制の整備や、管理における課題の把握・解決等を図っていくことが、当該資源の特性やその漁業実態等に適合した漁獲可能量による管理を可能とし、その円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。

このため、上記のような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、以下のとおり、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は、別紙2において示すこととする。

① ステップ1

ステップ1は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するた

めの取組を行う段階とする。なお、状況等によってはステップ 1 の段階は省略することができることとする。

ステップ 1 における取組の具体的な内容は以下のとおりとし、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、都道府県及び大臣管理区分に対する漁獲可能量の具体的な配分数量の設定や法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ 1 の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、ステップ 1 の期間は 1 年間を想定し、その後、ステップ 2 に移行する。

ア 漁獲可能量による管理

法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分数量は設定せず、同項第 1 号の漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

イ 漁獲可能量による管理以外の手法

漁獲可能量による管理以外の管理手法による自主的な管理を引き続き実施するとともに、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証する。

ウ 資源調査及び資源評価

収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

② ステップ 2

ステップ 2 は、ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ 2 において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ 2 の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ 3 以

降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ２の期間は２年間を想定し、この期間において、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。

③ ステップ２からステップ３への移行

ステップ１及びステップ２での取組について十分な進展があった場合に、ステップ３の取組を開始することとする。このため、ステップ３の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ１及びステップ２における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第８の１(1)に定める資源管理の方針

に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

④ ステップ 3

ステップ 3 は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第 9 の規定にかかわらず、ステップ 3 の開始後遅くとも 3 年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

第2 資源管理の目標

1 資源水準の値の定め方等

(1) 目標管理基準値

法第12条第1項第1号の目標管理基準値は、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値である。

(2) 限界管理基準値

法第12条第1項第2号の限界管理基準値は、これを下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値であり、次に掲げる算定方法に従って算定するものとする。

① 原則として、最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な資源水準の値とする。

② ただし、水産資源ごとに再生産関係（成熟した個体の数と当該個体から産まれた個体のうち漁獲開始年齢に達した個体の数の間の量的関係をいう。）が判明していないなど水産資源の特性又は資源評価の精度に照らして特別な事情が認められる場合には、資源水準の値を別に定めること

とする。

(3) 推定した資源水準を維持し、又は回復させるべき目標となる値

水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

(4) 国際資源についての資源管理の目標の定め方

(1)から(3)までの規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標を考慮して、資源管理の目標を定めるものとする。

(5) 都道府県知事による資源管理の目標の設定

都道府県知事は、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源について、都道府県資源管理方針において資源管理の目標を定め、資源管理措置を講じることができるものとする。

2 漁獲シナリオ

(1) 漁獲シナリオの定め方

① 基本原則

漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次のイ及びウの確率の算定を行うことが困難である場合には、当該イ及びウの確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。

ア 「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

イ 「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パ

ーセント以上の値を定めることとする。

ウ 「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

② 当面の目標となる資源水準の値を定める場合

水産資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案して合理的と認められる場合、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値（以下「暫定目標管理基準値」という。）を定めることができる。この場合の漁獲シナリオにおいては、当該暫定目標管理基準値について、暫定目標の達成年度、資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率及び資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。

ア 「暫定目標の達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で暫定目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

イ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

ウ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

(2) 国際資源についての漁獲シナリオの定め方

(1)の規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている保存管理措置を考慮して、漁獲シナリオを定めるものとする。

3 限界管理基準値を下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値まで回復させるための計画の内容

農林水産大臣は、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めるものとする。

資源再建計画に記載すべき事項その他の策定方法については、別紙1に定めるとおりとする。

第3 特定水産資源及びその管理年度

1 特定水産資源

- (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、第8の1(1)に規定する資源管理の方針に関する検討会等における漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国際資源のうち我が国を対象とした数量管理が導入されているものについては、国際約束の遵守を担保するため、原則として特定水産資源に指定することとする。
- (3) 特定水産資源のうち法第26条第2項の規定に基づき農林水産省令で特別管理特定水産資源を定めるに当たっては、資源管理の状況や流通状況等に関する漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえることとする。

2 管理年度

管理年度は、漁獲可能量による管理を行う水産資源の保存及び管理の年度であり、原則として1年の期間で定める。管理年度の始期及び終期については、特定水産資源ごとに漁場形成の時期、産卵期

等が異なることから、特定水産資源の特性及びその採捕の実態に応じて定めることとする。

第4 特定水産資源ごとの大臣管理区分

大臣管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、農林水産大臣が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁獲可能期間

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量

に留保枠を設けることができることとする。

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、配分数量を明示して管理を行う必要がある特定水産資源については、当該配分数量を明示する。

4 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した

数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体及び都道府県知事による要望並びに大臣管理区分ごと的大臣管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、農林水産大臣は大臣管理区分間、各都道府県間及び大臣管理区分と都道府県との間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 6 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、引き続き漁獲割当てによる管理を拡大する。

それ以外の大臣管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第 7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場

合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理等を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し、当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、当該資源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組

は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。

こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理の方針に関する検討の進め方

- (1) 透明性をもって資源管理を行うため、農林水産大臣は、資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。
ただし、国際資源については、国際的な枠組みの決定を考慮して、資源管理の目標及び漁獲シナリオを定めることから、国際的な枠組みでの検討に当たり、必要に応じて漁業者や加工流通業者等の意見を聴くものとする。
- (2) 資源管理の方針の検討に当たり、事前に資源管理手法に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。
- (3) その上で、農林水産大臣は、資源管理基本方針を定め、又は変更しようとするときは、法第11条第3項又は同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、水産政策審議会の意見を聴くものとする。
- (4) なお、資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

2 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量、操業日数等の漁獲状況に関する情報は、資源調査に利用されるとともに環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、漁獲量等の情報をチェックすることで資源管理措置の遵守状況のモニタリングなどが可能となる。
- (2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量の管理として行うもののほか、大臣許可漁業又は知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第52条第1項（法第58条において準用する場合を含む。））、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。資源管理を適切に行うためには、同一の水産資源を利用する様々な漁業の種類全体を対象とした、網羅的かつ効果的な措置の導入が必要であり、国及び関係する都道府県が協力して行うことが不可欠であることから、都道府県は、資源管理を適切に行う責務を有する（法第6条）とともに、都道府県知事は、農林水産大臣の求めに応じて資源調査に協力するものとされている（法第10条第3項）。このため、都道府県知事はこれらの報告により収集した情報を農林水産大臣に提供し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に

漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理の実効性を高めていくことが重要である。

- (3) また、農林水産大臣は、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的にこれらの報告を受けられることができるよう、また、漁獲量等の報告をする者の負担が軽減されるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、我が国全体として適切な資源管理が実行されるように努めるものとする。

3 都道府県資源管理方針における追加的記載事項

- (1) 資源管理の取組をより効果的なものとするため、水産資源の分布状況、漁業の実態等に応じて、都道府県知事が、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源の資源管理措置の内容を追加することができるものとする。
- (2) また、多種多様な水産資源について、資源管理の取組が行われるようにするため、都道府県知事は、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源を管理の対象として独自の措置を講じることが望ましい。

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第9 資源管理基本方針の変更

農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第10 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針等

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙2に、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙3に、特定水産資源についての資源再建計画は別紙4に、それぞれ水産資源ごとに定めるものとする。

第11 添付書類の省略

法第21条の漁獲割当割合の移転及び法第22条の年次漁獲割当量の移転に係る申請の手続において申

請書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないとき（同一管理年度中に変更がないときに限る。）は、漁業法施行規則（令和２年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第63条第２項の規定により、その添付を省略することができる。

第12 漁獲割当割合の削減

（1） 漁獲割当割合の削減の要件

別紙２に定める大臣管理区分について、法第29条の漁獲割当割合の削減（以下単に「削減」という。）の基準は、規則第18条第１項に基づき次のとおりとする。

- ① 連続した２管理年度以内に、２回以上、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合
- ② 年次漁獲割当量設定者が、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合において、当該採捕による漁業法第26条の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- ③ 年次漁獲割当量を著しく超過した場合
- ④ 法第27条の規定による命令に違反した場合

⑤ その他悪質性がある場合

(2) 削減の対象とする船舶

法第25条第2項に違反した漁獲割当割合設定者が使用する船舶（当該違反をした船舶が属する管理区分下の船舶に限る。）の漁獲割当割合について削減をすることとする。

(3) 削減の割合

削減の割合は、(1)の要件に該当した数に応じて算出する。

第13 その他

この資源管理基本方針に定めるもののほか、この資源管理基本方針の運用に関して必要な事項については、大臣管理区分にあつては水産庁長官において定めることとし、知事管理区分にあつては別に定めることとする。

(別紙1) 資源再建計画の策定方法

1 資源再建計画に記載すべき事項

資源再建計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 資源再建計画の施行の日の属する年度の初日から当該水産資源の資源水準の値が50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ると資源評価が示した年度の末日までの期間であって、年度単位で定めるもの（以下「資源再建計画の期間」という。）

(2) 資源再建計画の検証の方法

2 資源再建計画の期間及び暫定管理基準値

(1) 資源再建計画の期間は、原則として10年を超えないものとする。ただし、いかなる措置を講じても、当該水産資源の資源水準の値が10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復する見込みがない場合、又は10年以内に目標管理基準値を上回る値まで回復させることとする場合の管理措置の内容が、これまでの管理措置よりも著しく厳しくなる等、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には、当該水産資源の特性、当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情を勘案して合理的と認められる範囲内で、10年を超える期間を定めることができる。

(2) (1)ただし書の場合において、資源再建計画には、1 (1)及び(2)に掲げる事項のほか、暫定的に10年

を超えない期間ごとに回復させるべき目標となる資源水準の値（以下「暫定管理基準値」という。）
）、暫定管理基準値を達成する年度（以下「暫定管理基準値達成年度」という。）及び暫定管理基準値達成年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率を定めるものとする。

(3) (2)の「資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

3 資源再建計画の検証の方法

農林水産大臣は、少なくとも2年ごとに資源評価に基づき資源再建計画の達成状況の検証を行うこととし、その結果に基づいて計画の見直しその他必要な措置を講ずるものとする。

4 その他

資源再建計画の期間が満了する前に資源水準の値が目標管理基準値を上回ることが判明した場合に
は、判明した管理年度の末日をもって当該資源再建計画は終了するものとする。

(別紙2) 特定水産資源の資源管理方針

(別紙2-1 くろまぐろ(小型魚))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（小型魚）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）において採捕されるものであって、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

都道府県 4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいい、同省令別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域において、法第36条第1項に基づくかじき等流し網漁業の許可を受けた者により行われる総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を含む。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請

に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量（流し網を使用したものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第5位以下を切捨てたものとする。）

（a） 10パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（b） 90パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった

船舶を除く。) ことの基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量に応じて按分して
得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が(ア)から(ウ)までのいずれか2つに該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のくろまぐろ（小型魚）の漁獲量を加えた数量）
- (ウ) 当該船舶により流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場

合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準

令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比

率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（４に基づき行う過去の超過分の差引きや、同一の大臣許可漁業又は都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて令和 6 管理年度の基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（４に基づき行う過去の超過分の差引きや、都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基

礎配分」という。)を下回る都道府県にあっては令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。

その上で、令和6管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑤に掲げる上乗せ又は追加配分を行う。

これらの調整、上乗せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。

(当初に上乗せするもの)

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和6管理年度の都道府県別基礎配分が1トン以下となる都道府県に対して上乗せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、
①の上乗せ後の数量が少ない都道府県に対して上乗せするもの
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し②までの上乗せ後の数量に上乗せするもの(管理

年度中に追加配分するもの)

④ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの

⑤ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

(1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

(2) 都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定され

た各都道府県の都道府県別漁獲可能量の10パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日か

らその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（小型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（小型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cにおいて、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をW C P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（小型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－2 くろまぐろ（大型魚））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（大型魚）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）において採捕されるものであって、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

都道府県 4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項（5(1)の大臣管理区分に関する事項を除く。）

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいい、同省令別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域において、法第36条第1項に基づくかじき等流し網漁業の許可を受けた者により行われる総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を含む。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請

に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（流し網を使用したものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第5位以下を切捨てたものとする。）

（a） 10パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（b） 90パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった

船舶を除く。) ごとの基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して
得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ (ア) (b) の漁獲量について、次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する場合には、それぞれ
当該 (ア) から (ウ) までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。ただし、当該船舶が (ア) から (ウ)
) までのいずれか 2 つに該当する場合には、それぞれに定める数値を合計した数値を当該船舶の
漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有し
ていた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等か
じき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当
該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に
係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大
型魚）の漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量を加えた数量）
- (ウ) 当該船舶により流し網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場

合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定によるかじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、総トン数150トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

三管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずるこ

とがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第5位以下を切捨てたものとする。）

（a） 30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶及び基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶を除く。）の総

数で除することにより得た割合。ただし、基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量がなかった船舶については、0 パーセントとする。

(b) 70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ (ア) (a) 及び (b) の漁獲量について、次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該 (ア) 又は (イ) に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

12月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告している場合にあっては、5日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入

しない。)

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、釣りによって行うもの又は総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄

を使用して行うもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

(ア) (1)②の漁業の種類のうち総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによって行うもの及び

総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

(イ) (1)②の漁業種類のうち総トン数200トン未満の動力漁船により釣りによって行うもの

陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を

水産庁長官に報告している場合にあっては、5日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。）

くろまぐろ（大型魚）の採捕をした日の翌日まで

5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海のうち、最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線の以東の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

5月1日から同年7月25日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の3月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の4月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただ

し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度12月末日までの5年間をいう。以下この管理区分において同じ。）のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）

(a) 20パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 80パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1

日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

- (4) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の5月1日から7月25日（令和6管理年度以前の年においては5月15日から7月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろま

ぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の５月１日から７月25日（令和６管理年度以前の年においては５月15日から７月末日）までの期間の(1)①の水域における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量を加えた数量）

- (り) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の５月１日から翌年７月25日（令和６管理年度以前の年においては５月15日から７月末日）までの期間の(1)①の水域におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第２号又は第３号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許

可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の５月１日から７月
25日（令和６管理年度以前の年においては５月15日から７月末日）までの期間の(1)①の水域
におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち、操業区域に北部日本
海海区（石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域をいう。）、
中部日本海海区（石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の
線との両線間における海域をいう。）又は西部日本海海区（最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界
正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を
経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（漁業法施行
令（昭和25年政令第30号）第27条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。）をいう。）を含
むものに限る。）を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の4月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日（養殖仕向けの場合は、いけすへ活け込みをした日）から3日以内（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量のうち令和6年（2024年）のW C P F Cにおける我が国の漁獲上限に相当する数量については、国の留保を除いた数量を、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管

理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という）を用いることを基本として配分するものとする。残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、令和6管理年度の4に基づき行う過去の超過分の差引きや、同じ大臣許可漁業でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前的大臣管理漁獲可能量からの増加量及び増加率並びに漁獲割当てによる管理の状況を考慮し、必要な調整を行う。

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4に基づき行う過去の超過分の差引きや、都道府県内でのくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への数量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては令和6管理年度の都道府県別基礎配分とすることを基本とする。

その上で、令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

さらに、国は、当該調整の後、以下の①から⑦に掲げる上乘せ又は追加配分を行う。

これらの調整、上乘せ又は追加配分にあたり、国は、一定の数量を確保した上で行うものとする。

(当初に上乘せするもの)

① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分が 1 トン以下となる都道府県に対して上乘せするもの

② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、
①の上乗せ後の数量が、平成27年度（2015年度）から令和 5 年度（2023年度）の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乘せするもの

③ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、
②までの上乘せ後の数量が少ない都道府県に対して上乘せするもの

- ④ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し③までの上乗せ後の数量に上乗せするもの（管理年度中に追加配分するもの）
- ⑤ 管理年度中の都道府県別漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑥ 漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの
- ⑦ くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、W C P F Cで合意された繰越

率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセントとする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセントとする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量（以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。）は、第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする（当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。）。

残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとするものとし、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

6 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第 5 の 5 のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第 5 の 5 (1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第 5 の 1 のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
 - (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
 - (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 漁獲割当管理区分
 - (4) 採捕に係るくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
 - (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（大型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第

3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（大型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

3 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

（別紙2－3 みなみまぐろ）

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 みなみまぐろ

特定水産資源の定義 みなみまぐろのうち、みなみまぐろの保存のための条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除いたものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

みなみまぐろ保存委員会での合意に従い、初期産卵親魚資源量の30パーセントの資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

令和17年（2035年）までに、少なくとも50パーセントの確率で第3の資源管理の目標を達成する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

みなみまぐろ

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

全世界の海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

2月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

3月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

4月1日から翌年3月末日まで

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以

下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超えた漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は

(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるみなみまぐろの漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（当該許可の操業区域として全海域が記載されている者であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。）

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

3月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。

）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前々年3月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要とな

る数量等を勘案して国の留保枠を決定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

(別紙2-4 さんま)

第1 特定水産資源の名称

さんま

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会（以下この別紙において「N P F C」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

N P F Cにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

2 漁獲可能量の算定方法

N P F Cにおいて決定された保存管理措置を考慮して漁獲可能量を定める。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域

② 漁業の種類

北太平洋さんま漁業

③ 漁獲可能期間

8月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の6月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の7月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセン

ト以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度12月末日までの5年間をいう。以下この管理区分において同じ。）のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量（(1)①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがあ

る。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第9位以下を切捨てたものとする。）

(a) 30パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 70パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により北太平洋さんま漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の8月

1 日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による北太平洋さんま漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により北太平洋さんま漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に棒受網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間の当該船舶のさんまの漁

獲量を加えた数量)

(ウ) 当該船舶により棒受網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合（(イ)に該当する場合を除く。） 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による北太平洋さんま漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間のうち各年の8月1日から12月末日までの期間のさんまの漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

北太平洋さんま漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

7月15日まで（第6の5の規定による漁獲可能量の変更に伴う年次漁獲割当量の追加設定を行

う場合にあつては、当該変更後速やかに追加設定を行う。)

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北太平洋さんま漁業の許可に係る操業区域

② 漁業の種類

北太平洋さんま漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から7月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 さんまその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、北太平洋さんま漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。なお、許可省令第85条の規定により、北太平洋さんま漁業を除き、北緯34度54分6秒

の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数10トン以上の動力船によりさんまをとることを目的とする漁業を営むことは禁止されている。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。
- ② 大臣管理区分については、９：１の比率を用いて、第５の１のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）及び第５の２のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる

管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。

① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県 (1)①の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分 (1)①の比率

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 1 (1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1(3)に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分及び第5の2のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度

の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から7月末日までに配分する数量の上限は、国の留保分の8割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の間で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではない。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲

量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日) (2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日) (2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか

小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁

獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①

に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の

値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。) が1 以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5 年間の漁獲実績の値のうち上位3 年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1 未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5 年間の漁獲実績の値のうち上位3 年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9 日前から基準日までの1 日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者(数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。) の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

5 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第5の2のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）において、第5の2(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、当該未利用分の数量を速やかに第5の1のさんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るさんまを陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がさんまについて2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の3のさんまその他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－5 まあじ)

第 1 特定水産資源の名称

まあじ

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の 2 系群に分けた資源評価が行われてきたが、東シナ海での産卵に由来する当歳魚の一部は太平洋岸に加入すると考えられているだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては 1 つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和 8 管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和 7 管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両

系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に関しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1 目標管理基準値

- (1) まあじのうち資源評価において太平洋系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ太平洋系群」という。） 52千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) まあじのうち資源評価において対馬暖流系群として扱われたもの（以下この別紙において「まあじ対馬暖流系群」という。） 273千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) まあじ太平洋系群 14千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) まあじ対馬暖流系群 103千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 禁漁水準値

- (1) まあじ太平洋系群 1.5千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) まあじ対馬暖流系群 14千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まあじ太平洋系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) まあじ対馬暖流系群 令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

- (1) まあじ太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまあじ太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。
- (2) まあじ対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたまあじ対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(1) まあじ太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2 (1)の漁獲圧力を乗じた値

(2) まあじ対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2 (2)の漁獲圧力及び0.89（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値をいう。）を乗じた値

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まあじ大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まあじその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成す

る漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能

量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値

を平均した値

- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

- ⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を

乗じて得た値

- (3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまあじを陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまあじについて2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のまあじその他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事

への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－6 まいわし太平洋系群）

第1 特定水産資源の名称

まいわし太平洋系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,432千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 530千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 53千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基

づき算出した値に乗じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

(1) 管理年度当初の漁獲可能量の算定について

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まいわし太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

① 当該特定水産資源の親魚量が、令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標

管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。

1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、北海道根室市納紗布岬灯台南東の線、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線、同道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る線を中心点正東の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、①の水域において、周年、かつお及びまぐろ以外の水産動物の採捕を目的とした操業が禁止されているものを除いたもの

③ 漁獲可能期間

6月16日から同年10月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の4月末日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の5月末日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、漁獲実績、船舶の総数又は総トン数、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準

に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア） 100パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（イ） 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は認可のうち操業区域に北部太平洋海区（千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）をいう。）を含み、(1)①の水域での操業が禁止されていないものに限る。）を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の 5 月末日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

まいわし太平洋系群を陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第 1 項の資源管理基本方針に定める係数は、1 とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項（1 (1)の大臣管理区分に関する事項を除く。）

① 水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。3 に定める大臣管理区分にお

いて同じ。)のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超える

おそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

3 まいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点(イにおいて「A点」という。)に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点(ウにおいて「B点」という。)に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。
- ② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの３年間の各管理年度の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第５の１のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）及び第５の２のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和8管理年度から令和12管理年度においては、本規定は適用しない。

- ① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県 (1)①の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際

に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分 (1)①の比率に、(1)②の比率を乗じて得た比率

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県とする。
- (2) 1 (1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分を除く。ただし、令和 8 管理年度から令和12管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

また、管理年度の 5 月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の留保の数量の12分の 5 とする。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日

又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が 1 千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に 1 千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を
乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第5の1のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第5の1(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第6の1(3)の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第5の2のまいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまいわし太平洋系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまいわし太平洋系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するもの

とする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく
なつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のまいわし太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数170隻、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数144隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道

府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2－7 まいわし対馬暖流系群)

第1 特定水産資源の名称

まいわし対馬暖流系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,089千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 454千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 65千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年（2036年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。なお、資源再建計画の策定に応じて、必要な場合には、漁獲シナリオの見直しを行うものとする。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じ

た値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シ

ナ海を除く。)のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域
(外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

大中型まき網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。
)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県とする。
- (2) 1(1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了

後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。ただし、管理年度の開始日から 7 月末日までに配分する数量の上限は、国の留保分の 8 割とする。

また、一の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保分の半分とする。ただし、配分を受ける者の間で漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、この限りではな

い。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲量と当該大臣管理区分における当該管理年度の開始日からの漁獲量の総量

との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間

日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

- (3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間に合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地)

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまいわし対馬暖流系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまいわし対馬暖流系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく

なつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のまいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数198隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏ま

えた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2－8 すけとうだら太平洋系群)

第1 特定水産資源の名称

すけとうだら太平洋系群

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 256千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 151千トン（親魚量の過去最小値）

- 3 禁漁水準値 85千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第4の2(1)において同じ。）

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

(1) 1の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力的水準に0.9を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に

基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは、3(2)で算定される数量により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。

3 管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、管理年度当初の漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(1) 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

(2) 2(1)の規定にかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは158千トン

4 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

すけとうだら太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオに

よって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- (1) 当該特定水産資源の親魚量が、令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- (2) 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- (3) 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。
- (4) 令和8管理年度から令和10管理年度までは、資源評価において示される当該管理年度の資源量に

、2(1)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値を管理年度途中の漁獲可能量の調整に用いることとする。

5 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

(1) 漁獲（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）によるものを除く。）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加する。

① 北海道の道南太平洋海域（東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。以下この別紙において同じ。）のうち渡島海区及び胆振海区（令和2年7月8日農林水産省告示第1278号（漁業法第136条第1項の農林水産大臣が定める海区を定める件））に規定される海区をいう。以下この別紙において同じ。）における当該管理年度の10月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が500トンを超えること。

② 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における当該管理年度の11月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が600トンを超えること。

(2) (1)に基づき漁獲可能量に10千トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。

① 令和8管理年度又は令和9管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

② 令和10管理年度以降のいずれかの年の漁獲可能量に10千トンを追加した場合

ア 当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学

的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。

イ 再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量と翌管理年度の漁獲可能量との差分を、翌管理年度の漁獲可能量に追加する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可

省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 当初の配分

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 第４の５(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の５(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。

(3) 第４の５(2)①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分

第４の５(2)①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合にあっては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における(2)の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。

(4) 第４の５(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分

第４の５(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合にあっては、北海道及び第５の１のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

令和10管理年度以降は、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた

量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るすけとうだら太平洋系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がすけとうだら太平洋系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等

の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの)

- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中 ((2)に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のすけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－9 すけとうだら日本海北部系群）

第1 特定水産資源の名称

すけとうだら日本海北部系群

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 293千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 122千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 17千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度（2036年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたすけとうだら日本海北部系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 管理年度当初の漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙に

において同じ。) 及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大管管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る直線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第

1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る直線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成す

る漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5パーセントを上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量を明示した都道府県及び大臣管理区分（以下3において「数量明示区分」という。）ごとの未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分する。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し

引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るすけとうだら日本海北部系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がすけとうだら日本海北部系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく、なつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のすけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道

府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－10 すけとうだらオホーツク海南部）

第1 特定水産資源の名称

すけとうだらオホーツク海南部

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、網口開口板を使用しない1そうびきによる単位漁獲努力量当たりの漁獲量（1日の総漁獲量に占めるすけとうだらオホーツク海南部の割合が50パーセント以上の操業における1操業当たり漁獲トン数をいう。）を、平成8年度（1996年度）から令和6年度（2024年度）までの平均水準とされた値（令和7年度（2025年度）資源評価において4.40トン／操業）とすること（主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が

図られるよう漁獲を管理する。

2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる、漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る直線との両線間におけるオホーツク海の海域（北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬

突端と国後島ルルイ岬突端とを結ぶ直線と同道根室市納沙布岬突端と国後島ケラムイ崎突端とを結ぶ直線との間のオホーツク海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可

量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る直線との両線間におけるオホーツク海の海域（北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端と国後島ルルイ岬突端とを結ぶ直線と同道根室市納沙布岬突端と国後島ケラムイ崎突端とを結ぶ直線との間のオホーツク海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあつては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和 2 年（2020年）から令和 4 年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、「現行水準」による配分を行う。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
 - (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
 - (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 漁獲割当管理区分
 - (4) 採捕に係るすけとうだらオホーツク海南部を陸揚げした日
 - (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がすけとうだらオホーツク海南部について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第

3 項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のすけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに

、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－11 すけとうだら根室海峡）

第1 特定水産資源の名称

すけとうだら根室海峡

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

すけとうだら固定式刺し網漁業（法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による単位漁獲努力量当たりの漁獲量（操業隻日数当たり漁獲トン数をいう。）を、昭和56年度（1981年度）から令和6年度（2024年度）までの間に最低とされた値（令和7年度（2025年度）資源評価において0.71トン／隻日）を下回らないようにすること（主分布域が我が国の漁船による情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況を踏まえ、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

すけとうだら根室海峡大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端と国後島ルルイ岬突端とを結ぶ直線と、同道根室市納沙布岬突端と国後島ケラムイ崎突端とを結ぶ直線との間のオホーツク海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、配分数量を明示する。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
 - (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
 - (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 漁獲割当管理区分
 - (4) 採捕に係るすけとうだら根室海峡を陸揚げした日
 - (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がすけとうだら根室海峡について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するもの

とする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく、なったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5のすけとうだら根室海峡大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏ま

えた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－12　するめいか）

第1 特定水産資源の名称

するめいか

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

当該特定水産資源は、周年にわたり再生産が行われているが、特に秋季及び冬季に発生する群れの資源量が卓越していることから、従来から、秋季発生系群及び冬季発生系群の2系群に分けて資源評価が行われている。両系群の産卵場のかなりの部分は重複しているほか、両系群の分布域及び分布時期も広く重複があり、系群別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であること等を踏まえ、当面の間は一体として管理することが妥当である。

このような特性から、当該特定水産資源の管理に関しては、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力は系群別に定めるものの、我が国の生物学的許容漁獲量は、両系群の水域全体の生物学的許容漁獲量の合計値から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

1 目標管理基準値

- (1) するめいかのうち資源評価において秋季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか秋季発生系群」という。） 255千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚

量)

- (2) するめいかのうち資源評価において冬季発生系群として扱われたもの（以下この別紙において「するめいか冬季発生系群」という。） 255千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)

2 限界管理基準値

- (1) するめいか秋季発生系群 123千トン（最大持続生産量の80パーセントを達成するために必要な親魚量)
- (2) するめいか冬季発生系群 145千トン（最大持続生産量の85パーセントを達成するために必要な親魚量)

3 暫定管理基準値

- (1) するめいか秋季発生系群 限界管理基準値である123千トン
- (2) するめいか冬季発生系群 限界管理基準値である145千トン

4 禁漁水準値

- (1) するめいか秋季発生系群 9千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) するめいか冬季発生系群 16千トン（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 暫定管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和8管理年度においては暫定的に、本資源に係る過去の最大の漁獲実績、過去の最大の漁獲実績が記録された年及び近年の資源の状況に基づき漁獲を管理する。

2 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

親魚量が令和26年（2044年）に、少なくとも50パーセントの確率で、目標管理基準値を上回るよう、資源再建計画の達成状況等を踏まえて、漁獲シナリオの検討を進める。

3 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和8管理年度においては、次の(1)及び(2)に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。

(1) するめいか秋季発生系群 平成10年（1998年）以降で漁獲量が最も多かった年（以下「過去最大漁獲量年」という。）の漁獲量に令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

(2) するめいか冬季発生系群 過去最大漁獲量年の漁獲量に令和5年（2023年）から令和7年（2025年）までの資源量の平均値を乗じ、過去最大漁獲量年の資源量で除した値

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1 するめいか沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表

第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量

を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 するめいか大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 するめいか大臣許可いか釣り漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

いか釣り漁業（許可省令第2条第17号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において「大臣許可いか釣り漁業」という。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可いか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の2月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の3月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）におけるするめいかの漁獲

量（(1)①の水域における釣りによるものに限る、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第8位以下を切捨てたものとする。）

（a） 50パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

（b） 50パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間におけるするめいかの漁獲量に応じて按分して得た割合

（イ） 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大臣許可いか釣り漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大臣許可いか釣り漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大臣許可いか釣り漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中に釣りにより

収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶のするめいかの漁獲量を加えた数量)

- (ウ) 当該船舶により釣りにより収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合（(イ)に該当する場合を除く。）当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による大臣許可いか釣り漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるするめいかの漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大臣許可いか釣り漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

3月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

4 するめいか小型するめいか釣り漁業（4月から同年11月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業（許可省令第77条第1項第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の届出に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げ

る区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。5に定める大臣管理区分において同じ。)

② 漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量

を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

5 するめいか小型するめいか釣り漁業 (12月から翌年 3 月まで)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

小型するめいか釣り漁業の届出に係る操業区域

② 漁業の種類

小型するめいか釣り漁業

③ 漁獲可能期間

12月 1 日から翌年 3 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

6 するめいかその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業及び大臣許可いか釣り漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量

を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和 3 年（2021 年）から令和 5 年（2023 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。

(2) 国の留保及び国の留保からの配分

① 基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に、(1)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分、数量を明示した都道府県又は当該大臣管理区分以外の大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

③ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

3に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、当該数量を配分する際には、都道府県を優先するものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配

分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合又は当該水産資源に係る漁業の経営その他の事情に鑑みて一括で差し引くことが適切ではないと農林水産大臣が特に認める場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、次の(1)から(4)までに定めるところにより配分する。

管理年度の 8 月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第 4 の 4 の (1) のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

一の都道府県又は一の大管管理区分（数量を明示したものに限る。以下4において同じ。）において次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）を経過した場合には、都道府県にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を、大管管理区分にあっては(2)に定める期間予測漁獲量と当該大管管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大管管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量を配分する。

① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日

② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁

獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める

値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率をいい、①に定める漁獲実績の値を、①に

掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の値

を平均した値で除して得た値とする。イにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属す

る月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値に当該

特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) 一の都道府県又は一の大管管理区分であつて(2)に定める期間予測漁獲量を速やかに算出できないものにおいて次の①又は②に掲げる日を経過した場合には、都道府県にあつては当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の25パーセントの数量を、大管管理区分にあつては当該管理年度における当初の当該大管管理漁獲可能量の25パーセントの数量を配分する。

① 漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大管管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日

② 国の留保から配分を行った時点において、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量又は当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合にあっては、当該配分を行った日

(4) (1)及び(3)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 適用除外

令和8管理年度においては、4の規定は適用しない。

6 漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第5の4のするめいか小型するめいか釣り漁業（4月から同年11月まで）において、第5の4(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第5の5のするめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年3月まで）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日か

らその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るするめいかを陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がするめいかについて2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の5のするめいかその他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあつては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏ま

えた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－13 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

特定水産資源の定義 大西洋くろまぐろのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のため

めの国際条約第1条に規定する海域のうち、北緯10度の線以北の西経45度の線、北緯10度西経45度の点から北緯10度西経35度の点に至る直線、北緯10度西経35度の点から北緯5度西経35度の点に至る直線、北緯5度西経35度の点から北緯5度西経30度の点に至る直線、北緯5度西経30度の点から赤道と西経30度の線との交点に至る直線、赤道と西経30度の線との交点から赤道と西経25度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経25度の線から成る線以西の海域（以下この別紙において「西大西洋の海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意に従い、親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準以上の値とし、かつ、漁獲圧力を最大持続生産量を達成する水準以下の値とする。

第4 漁獲シナリオ

令和34年（2052年）に、少なくとも60パーセント以上の確率で第3の資源管理の目標を達成するよう漁獲圧力を決定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

西大西洋の海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

6月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

7月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

8月1日から翌年7月末日まで

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、

漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（当該許可の操業区域として全海域が記載されている者であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。）

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

7月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年 7 月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を決定し、残りの全量を第 5 の大臣管理区分に配分する。

第 7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

（別紙 2－14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域））

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

特定水産資源の定義 大西洋くろまぐろのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する海域のうち、北緯10度の線以北の西経45度の線、北緯10度西経45度の点から北緯10度西経35度の点に至る直線、北緯10度西経35度の点から北緯 5 度西経35度の点に至る直線、北緯 5 度西経35度の点から北緯 5 度西経30度の点に至る直線、北緯 5 度西経30度の点から赤道と西経30度の

線との交点に至る直線、赤道と西経30度の線との交点から赤道と西経25度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経25度の線から成る線以東の海域（以下この別紙において「東大西洋の海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会での合意に従い、親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準以上の値とし、かつ、漁獲圧力を最大持続生産量を達成する水準以下の値とする。

第4 漁獲シナリオ

令和34年（2052年）に、少なくとも60パーセント以上の確率で第3の資源管理の目標を達成するよう漁獲圧力を決定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東大西洋の海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。
)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

6月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

7月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

8月1日から翌年7月末日まで

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7

月末日までの３年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ウ イの漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第２号又は第３号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号

と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間における大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者（当該許可の操業区域として全海域が記載されている者であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。）

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

7月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。

）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を決定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

(別紙 2－15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第 1 特定水産資源の名称

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 管理年度

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで

第 3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

(1) まさば太平洋系群 482千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）

(2) ごまさば太平洋系群 167千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

(1) まさば太平洋系群 142千トン（漁獲がないと仮定した場合の親魚量の10パーセント）

- (2) ごまさば太平洋系群 54千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 禁漁水準値

- (1) まさば太平洋系群 0トン
- (2) ごまさば太平洋系群 7千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まさば太平洋系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) ごまさば太平洋系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

(1) まさば太平洋系群 1 (1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

(2) ごまさば太平洋系群 1 (2)の規定を踏まえたごまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減

じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

(1) まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

① まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力に乗じた値

② ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力に乗じた値

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば太平洋系群又はごまさば太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評

価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17管理年度（2035管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の 1 から 4 までに定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。2 及び 3 の大臣管理区分において同じ。）のうち、北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋埼灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、千葉県南房総市野島埼灯台正南の線以東の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第 2 条第 7 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、40 トン以上の船舶が 1 そうまきにより行うもの

③ 漁獲可能期間

11 月 1 日から翌年 3 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の9月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の10月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることが

ある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

（ア）（a）及び（b）を合計した割合（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）

（a） 15パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった

船舶を除く。)の総数で除することにより得た割合

(b) 85パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の平均の漁獲量（基準期間の各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における漁獲量（漁獲量が0の場合を含む。）のうち、最大のものと最小のものを除いた合計値を、3で除して得た値）に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以降漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲

量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以降漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験

操業の期間のうち各年の11月 1 日から翌年 3 月末日までの期間の(1)①の水域における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量を加えた数量)

(ウ) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月 1 日から翌年 3 月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第 2 号又は第 3 号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月 1 日から翌年 3 月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は起業の認可のうち、操業区域に北

部太平洋海区（太平洋の海域のうち千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における水域をいう。以下この別紙において同じ。）を含むものに限る。）を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の10月15日まで（第6の4の国の留保からの配分による漁獲可能量の変更に伴う年次漁獲割当量の追加設定を行う場合にあっては、当該変更後速やかに追加設定を行う。）

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の
水域

② 漁業の種類

1 の管理区分以外の大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線と東経152度59分46秒の線との両線間の水域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44

秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

4 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点(イにおいて「A点」という。)に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点(ウにおいて「B点」という。)に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量

を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。
- ② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの3年間の各管理年度の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）並びに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に

よる数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようにするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。なお、令和7管理年度から令和9管理年度においては、本規定は適用しない。

① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県 (1)①の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率

② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分 (1)①の比率に、(1)②の比率を乗じて得た比率

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 配分の対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県とする。

(2) 1 (1)①の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。

(3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配

分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1 (3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第 5 の 1 のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。ただし、令和 7 管理年度から令和 9 管理年度においては、当該大臣管理区分を含む。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。

管理年度の12月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初

の国の留保の数量の半分とする。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該知事管理区分の漁獲量を含む。）の当該都道府県別漁獲可能量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。ただし、令和7管理年度から令和9管理年度においては、当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を含む。以下この別紙において同じ。）に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1

千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあつては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該都道府県別漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

- ② 一の大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあつては、当該配分を行った日）

(2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の当該大臣管理漁獲可能量の半分の数量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①

に掲げる期間と同じ期間の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位 3 年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。) が 1 以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち上位 3 年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が 1 未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち上位 3 年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から 45 日間 日割りによって計算した基準日の 9 日前から基準日までの 1 日当たりの漁獲実績の値に、45 を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第 5 の 1 のまさは及びごまさは太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区

分)において、第5の1(1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第6の1(3)の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量及び第6の4の国の留保からの配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば太平洋系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の3のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数170隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。
- 2 まさば及びごまさば太平洋系群については、直近の海洋環境の変化等の影響を受けて、資源評価の将来予測の不確実性が高まっている状況にある。このため、資源管理の方針に関する検討会を開催し、令和10管理年度の開始までに、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針を見直す。

(別紙 2－16 まさば及びごまさば対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源の名称

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 管理年度

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで

第 3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

- (1) まさば対馬暖流系群 330千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

- (2) ごまさば対馬暖流系群 92千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) まさば対馬暖流系群 117千トン（親魚量の過去最小値）
- (2) ごまさば対馬暖流系群 31千トン（親魚量の過去最小値）

3 禁漁水準値

- (1) まさば対馬暖流系群 13千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) ごまさば対馬暖流系群 4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まさば対馬暖流系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) ごまさば対馬暖流系群 令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年（2035

年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

(1) まさば対馬暖流系群 1(1)の規定を踏まえたまさば対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。

② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

(2) ごまさば対馬暖流系群 1(2)の規定を踏まえたごまさば対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
- ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

(1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば対馬暖流系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

- ① まさば対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力及び0.7（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値

- ② ごまさば対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値

(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば及びごまさば対馬暖流系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直

線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

（１） 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（２０２０年）から令和４年（２０２２年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

（２） 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

２ 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県とする。
- (2) 1 (1)の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて

管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、第4の3(1)①の規定に基づき算出された数量の10パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了

後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が

1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲

可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで

漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の9日前から基準日までの1日当たりの漁

獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める

値

ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①

に掲げる期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位3年間の漁獲実績の

値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。) が1 以上の場合

当該基準日の属する月の翌月の過去5 年間の漁獲実績の値のうち上位3 年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が1 未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5 年間の漁獲実績の値のうち上位3 年間の漁獲実績の値を平均した値

④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで

漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤ 基準日の翌日から45日間 日割りによって計算した基準日の9 日前から基準日までの1 日当たりの漁獲実績の値に、45を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者(数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。) の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。
 - (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
 - (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 漁獲割当管理区分
 - (4) 採捕に係るまさば及びごまさば対馬暖流系群を陸揚げした日
 - (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば対馬暖流系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するもの

とする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のまさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数8隻等））を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道

府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－17 ずわいがに太平洋北部系群）

第1 特定水産資源の名称

ずわいがに太平洋北部系群

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 243トン（最大持続生産量を実現させるために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））
- 2 限界管理基準値 105トン（最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 15トン（最大持続生産量の60パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける。

2 漁獲可能量の算定方法

ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業が行われていない平成23年（2011年）以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第5号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第

1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第5号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 配分の対象となる都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とする。

(2) 1の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成す

る漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
- (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 漁獲割当管理区分
- (4) 採捕に係るずわいがに太平洋北部系群を陸揚げした日
- (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに太平洋北部系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく、なつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有

する研究者等)の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-18 ずわいがに日本海系群A海域)

第1 特定水産資源の名称

ずわいがに日本海系群A海域

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 2.6千トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））

2 限界管理基準値 1.5千トン（親魚量の過去最小値）

3 禁漁水準値 0.2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたずわいがに日本海系群A海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(1) 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)の規定に基づき算出した値が3千トンを上回っている場合は、3千トン

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 1 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては、許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第 2 条第 1 号に掲げる漁業及び同条第 15 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可

量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

2 ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第1号に掲げる海域(外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては、許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 配分の対象となる都道府県は、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県及び山口県とする。

(2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、1(1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。

(3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量

について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日か

らその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに日本海系群A海域を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに日本海系群A海域について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく、なったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事

への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－19 ずわいがに日本海系群B海域）

第1 特定水産資源の名称

ずわいがに日本海系群B海域

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 1,217トン（最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）
- 2 限界管理基準値 415トン（親魚量の過去最小値）
- 3 禁漁水準値 0トン

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

令和7年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたずわいがに日本海系群B海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.7を乗じた値とする
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回って

いる場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経

済水域を除く。)

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超える

おそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

2 ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第2号に掲げる海域(外国の領海及び排他的経済水域を除く。)

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁

獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県及び新潟県とする。
- (2) 従前より行われてきた数量管理の効果を維持するため、本則第5の3(2)ただし書の規定に基づき、1(1)の漁獲実績の平均値が10トン以上の都道府県については、配分数量を明示する。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに日本海系群B海域を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに日本海系群B海域について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量

の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく
なつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえ取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うも

のとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-20 ずわいがに北海道西部系群)

第1 特定水産資源の名称

ずわいがに北海道西部系群

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

かにかご漁業（法第57条第1項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量（かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。）を、昭和63年（1988年）漁期から令和6年（2024年）漁期の最低値

である0.4を下回らないようにすること（当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。）。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、漁獲努力量が大きく抑制され今後も増大の懸念が少ないこと及び現状の資源状況も良好な状態にあり大きな変化は見られないことを踏まえ、平成9年（1997年）以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する。ただし、第3の資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じてこれを見直すこととする。

2 漁獲可能量の算定方法

平成9年（1997年）以降の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 3 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には

、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、配分数量を明示する。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがに北海道西部系群を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがに北海道西部系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量

の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく
なつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5のずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては、第5の(1)①の水域が操業区域に含まれる許認可隻数11隻等）。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえ取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－21 ずわいがにオホーツク海南部）

第1 特定水産資源の名称

ずわいがにオホーツク海南部

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて

行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和6年(2024年)までの間(令和4年(2022年)を除く。)に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。))。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとす

る。

大臣管理区分は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び許可省令第2条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えないように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第1のずわいがに漁業の項の中欄第4号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第15号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 4 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第 5 の 9 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 都道府県への配分方法

配分の対象となる都道府県は、北海道とし、配分数量を明示する。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

第 7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第 2 項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第 3 項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るずわいがにオホーツク海南部を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がずわいがにオホーツク海南部について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 第5の2のずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁

獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2-22 にしくろかじき (大西洋条約海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 にしくろかじき (大西洋条約海域)

特定水産資源の定義 にしくろかじきのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する海域 (以下この別紙において「大西洋条約海域」という。) において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

8 月 1 日から翌年 7 月末日まで

第 3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会 (以下この別紙において「I C C A T」という。) での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

にしくろかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大西洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

にしころかじき（大西洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-23 にしまかじき及びふういかじき (大西洋条約海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 にしまかじき及びふういかじき (大西洋条約海域)

特定水産資源の定義 にしまかじき及びふういかじきのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域 (以下この別紙において「大西洋条約海域」という。) において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同

じ。

なお、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）は、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）において2種混合で資源評価及び漁獲可能量の設定が行われることから、2種を合わせて1つの特定水産資源として定義する。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

I C C A Tでの合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大西洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－24 びんなが (南大西洋海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 びんなが (南大西洋海域)

特定水産資源の定義 びんながのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯 5 度の線以南の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する海域 (以下この別紙において「南大西洋海域」という。) において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

8 月 1 日から翌年 7 月末日まで

第 3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

びんなが（南大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－25 めかじき（南大西洋海域））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めかじき（南大西洋海域）

特定水産資源の定義　めかじきのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯5度の線以南の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域（以下この別紙において「南大西洋海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2　管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3　資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4　漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

めかじき（南大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－26 めかじき (北大西洋海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めかじき (北大西洋海域)

特定水産資源の定義 めかじきのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯 5 度の線以北の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第 1 条に規定する海域 (地中海の海域を除く。) (以下この別紙において「北大西洋海域」という。) において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

8 月 1 日から翌年 7 月末日まで

第 3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

めかじき（北大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる

数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-27 めかじき (南西太平洋海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めかじき (南西太平洋海域)

特定水産資源の定義 めかじきのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（以下この別紙において「中西部太平洋条約」という。）の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、南緯20度の線以南の中

西部太平洋条約第3条1に規定する海域（以下この別紙において「南西太平洋海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

WCPFCにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めかじき（南西太平洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南西太平洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可

量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

めかじき（南西太平洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2-28 めばち（大西洋条約海域））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めばち（大西洋条約海域）

特定水産資源の定義 めばちのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域（以下この別紙において「大西洋条約海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大西洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

めばち（大西洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-29 めばち(東部太平洋条約海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めばち(東部太平洋条約海域)

特定水産資源の定義 めばちのうち、1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(以下この別紙において「アンティグア条約」という。)の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、アンティグア条約第3条に規定する海域(以下この別紙において「東部太平洋条約海域」という。)において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会（以下この別紙において「I A T T C」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I A T T Cにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

めばち（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

めばち（東部太平洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－30 よしきりざめ（北大西洋海域））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 よしきりざめ（北大西洋海域）

特定水産資源の定義 よしきりざめのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国た

る外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯5度の線以北の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域（以下この別紙において「北大西洋海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をい

う。)に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

よしきりざめ（北大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁

獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－31 あかうお類 (北西大西洋条約海域 (区分 3 M)))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 あかうお類 (北西大西洋条約海域 (区分 3 M))

特定水産資源の定義 ちひろあかうお、あめりかあかうお及びもとあかうおのうち、北西大西洋の漁業についての条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、同条約第 I 条(e)に規定する条約区域 (以下この別紙において「北西大西洋条約海域」という。)のうち、同条約附属書 I 4 (b)の区分 3 M内の同条約第 I 条(p)に規定する規制区域 (以下この別紙において「区分 3 M内の規制区域」という。)で漁獲されるものをいう。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

北西大西洋漁業機関（以下この別紙において「NAFO」という。）での合意に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

NAFOにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北西大西洋条約海域のうち、区分3M内の規制区域

② 漁業の種類

遠洋底びき網漁業（許可省令第2条第3号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる

数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-32 あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3O)))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 あかうお類(北西大西洋条約海域(区分3O))

特定水産資源の定義 ちひろあかうお、あめりかあかうお及びもとあかうおのうち、北西大西洋の漁業についての条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、同条約第I条(e)に規定する条約区域(以下この別紙において「北西大西洋条約海

域」という。)のうち、同条約附属書 I 4 (b)の区分 3 O 内の同条約第 I 条 (p) に規定する規制区域（以下この別紙において「区分 3 O 内の規制区域」という。）で漁獲されるものをいう。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

北西大西洋漁業機関（以下この別紙において「N A F O」という。）での合意に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

N A F O において決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

あかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 O））

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北西大西洋条約海域のうち、区分 3 O 内の規制区域

② 漁業の種類

遠洋底びき網漁業（許可省令第 2 条第 3 号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

5 日ごとの期間（毎月 26 日から始まる期間においては、26 日から当該月末日までの期間）に

採捕した数量を、当該期間の終了した日から 5 日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量(放流・投棄分等を含む。)、国際交渉で必要となる
数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の85パ
ーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－33 いわしくじら)

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 いわしくじら

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）の60パーセントの資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、第 3 の目標を長期的に維持する漁獲量を算定する方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の54パーセント未満となった場合は、禁漁とする。

2 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 いわしくじら母船式捕鯨業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のア及びイに掲げる線並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域（オホーツク海の水域を除く。）

ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線

② 漁業の種類

母船式捕鯨業（許可省令第2条第9号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

2 いわしくじら基地式捕鯨業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のア及びイに掲げる線並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域（オホーツク海の水域を除く。）

ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線

② 漁業の種類

基地式捕鯨業（許可省令第2条第8号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の1の大臣管理区分に配分する。

2 大臣管理漁獲可能量の超過分について

各大臣管理区分において、前管理年度で当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

3 国の留保からの配分について

国の留保分については、各大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の適切な管理を確保するためには、定置漁業における混獲の発生を回避し、及び抑制することが重要であることから、国及び都道府県は、定置漁業者に対し、許可省令第91条の規定並びに定置漁業における混獲の位置付け、取扱いの趣旨及び背景について周知するとともに、混獲の発生の回避及び抑制について指導するものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が5頭以下になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-34 からすがれい(北西大西洋条約海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 からすがれい(北西大西洋条約海域)

特定水産資源の定義 からすがれいのうち、北西大西洋の漁業についての条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、同条約第I条(e)に規定する条約区域(以下この別紙において「北西大西洋条約海域」という。)のうち、同条約附属書I 4(b)の区分3 L、3 M、3 N又は3 O内の同条約第I条(p)規定する規制区域(以下この別紙において「区分3 L等内の規制区域」という。)で漁獲されるものをいう。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

北西大西洋漁業機関（以下この別紙において「NAFO」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

NAFOにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

からすがれい（北西大西洋条約海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北西大西洋条約海域のうち、区分3L等内の規制区域

② 漁業の種類

遠洋底びき網漁業（許可省令第2条第3号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間）に
採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該総量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2－35 きはだ（インド洋協定海域））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 きはだ（インド洋協定海域）

特定水産資源の定義 きはだのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締約国たる外

国等に対する割当てに係るものを除き、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する海域（以下この別紙において「インド洋協定海域」という。）において漁獲されるものをいう。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「IOTC」という。）での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

IOTCにおいて決定された漁獲可能量の算定方法を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

きはだ（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

インド洋協定海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業
（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間）に

採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I O T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣

管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2－36 にたりくじら)

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 にたりくじら

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

初期資源量(当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。以下この別紙において同じ。)の60パーセントの資源水準の値とする。

第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、第 3 の目標を長期的に維持する漁獲量を算定す

る方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の54パーセント未満となった場合は、禁漁とする。

2 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 にたりくじら母船式捕鯨業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからエまでに掲げ

る線及び最大高潮時海岸線から成る線以東の水域

ア 北緯43度東経145度 1 分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線

ウ 北緯35度 1 分47秒東経140度の点、北緯34度東経140度の点、北緯34度東経137度の点、北緯33度東経137度の点、北緯33度東経134度の点、北緯32度東経134度の点、北緯32度東経132度の点、北緯27度東経132度の点及び北緯27度東経130度の点の各点を順次に直線により結んだ線

エ 北緯27度東経130度の点正南の線

② 漁業の種類

母船式捕鯨業（許可省令第2条第9号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

2 にたりくじら基地式捕鯨業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからエまで掲げる線及び最大高潮時海岸線から成る線以東の水域

ア 北緯43度東経145度 1 分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線

ウ 北緯35度 1 分47秒東経140度の点、北緯34度東経140度の点、北緯34度東経137度の点、北緯33度東経137度の点、北緯33度東経134度の点、北緯32度東経134度の点、北緯32度東経132度の点、北緯27度東経132度の点及び北緯27度東経130度の点の各点を順次に直線により結んだ線

エ 北緯27度東経130度の点正南の線

② 漁業の種類

基地式捕鯨業（許可省令第2条第8号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの数量を、管理年度の前々管理年度から3管理年度の間漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて第5の1及び2の大臣管理区分に比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

2 大臣管理漁獲可能量の超過分について

各大臣管理区分において、前管理年度で当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大

臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

3 国の留保からの配分について

国の留保分については、各大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第 7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の適切な管理を確保するためには、定置漁業における混獲の発生を回避し、及び抑制することが重要であることから、国及び都道府県は、定置漁業者に対し、許可省令第91条の規定並びに定置漁業における混獲の位置付け、取扱いの趣旨及び背景について周知するとともに、混獲の発生の回避及び抑制について指導するものとする。

第 8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣

管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が5頭以下になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-37 みんくくじら)

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 みんくくじら

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

初期資源量(当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。以下この別紙において同じ。)
の60パーセントの資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、第3の目標を長期的に維持する漁獲量を算定す

る方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の54パーセント未満となった場合は、禁漁とする。

2 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 みんくくじら基地式捕鯨業（太平洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のア及びイに掲げる線

並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域（オホーツク海の水域及び最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。）

ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線

② 漁業の種類

基地式捕鯨業（許可省令第2条第8号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

2 みんくくじら基地式捕鯨業 (オホーツク海域)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水 (内水面を除く。) のうち、北緯45度27分35秒東経142
度の点正北の線及び最大高潮時海岸線から成る線以東のオホーツク海の水域

② 漁業の種類

基地式捕鯨業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認める場合を除く。）

採捕した日の翌日まで

3 みんくくじら母船式捕鯨業（太平洋海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のア及びイに掲げる線

並びに最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域（オホーツク海の水域及び最大高潮時海岸線から10海里以内の水域を除く。）

ア 北緯35度東経139度58分28秒の点正東の線

イ 北緯41度42分53秒東経141度の点及び北緯41度29分10秒東経141度の点を直線により結んだ線

② 漁業の種類

母船式捕鯨業（許可省令第2条第9号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

4 みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、北緯45度27分35秒東経142
度の点正北の線及び最大高潮時海岸線から成る線以東のオホーツク海の水域

② 漁業の種類

母船式捕鯨業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、第4の1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値の20パーセントを超えない数量（以下「当該数量」という。）を第5の

2 の大臣管理区分に、漁獲可能量から留保枠及び当該数量を差し引いた数量を第 5 の 1 の大臣管理区分に、それぞれ配分する。

2 大臣管理漁獲可能量の超過分について

各大臣管理区分において、前管理年度で当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

3 国の留保からの配分について

国の留保分については、各大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第 7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の適切な管理を確保するためには、定置漁業における混獲の発生を回避し、及び抑制することが重要であることから、国及び都道府県は、定置漁業者に対し、許可省令第 91 条の規定並び

に定置漁業における混獲の位置付け、取扱いの趣旨及び背景について周知するとともに、混獲の発生
の回避及び抑制について指導するものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣
管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が5頭以下
になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-38 あおざめ(南大西洋海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 あおざめ(南大西洋海域)

特定水産資源の定義 あおざめのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国
等に対する割当てに係るものを除き、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条
約第1条に規定する海域(北緯5度の線以北の海域を除く。)(以下この別紙
において「南大西洋海域」という。)において漁獲されるものをいう。以下こ

の別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準を維持できる値以上の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

あおぞめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可

エネルギーを超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

なお、おぎめ（南大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

ICCATで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群（ステップアップ管理対象資源））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 かたくちいわし対馬暖流系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第7までにおいて同じ。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで（ステップ1）

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 68千トン（0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 32千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1 の規定を踏まえたかたくちいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、0 歳及び 1 歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 0.9 を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0 とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2 の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の 1 及び 2 に定めるとおりとす

る。

1 かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第 1 の 2 (5)②のステップ 2 の取組を開始する際に定める。

第 7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第 2 項の規定に基づき、規則第19条第 3 項において準用する規則第16条第 3 項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第 5 の 2 (1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から 5 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 都道府県知事は、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

(別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

うるめいわし対馬暖流系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで(ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 54千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 18千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)

3 禁漁水準値 2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたうるめいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直

線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第１の２(５)②のステップ２の取組が開始する際に定める。

第７ 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第２項の規定に基づき、規則第19条第３項において準用する規則第16条第３項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第５の２(１)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(１) 当該管理年度中（(２)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

(別紙2-41 めばち(インド洋協定海域))

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めばち(インド洋協定海域)

特定水産資源の定義 めばちのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する海域(以下この別紙において「インド洋協定海域」という。)において漁獲されるものをいう。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「IOTC」という。）での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。

第4 漁獲シナリオ

令和16年（2034年）から令和20年（2038年）までに、60パーセントの確率で親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準にする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

めばち（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

インド洋協定海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業
（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。)

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年 12 月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I O T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2-42 まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

まだら本州太平洋北部系群

第 2 管理年度

7 月 1 日から翌年 6 月末日まで (ステップ 2)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 10.9千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 3.2千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 0.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 5 年 (2023 年) の資源評価に基づき、親魚量が令和 16 年 (2034 年) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1 の規定を踏まえたまだら本州太平洋北部系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.75を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

る。

1 まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く水域

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第

1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋埼灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島埼灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線から成る線以東及び同点正東の線以北の太平洋の海域

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- 2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
- 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国

の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を避ける

ための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

(別紙2-43 まだら本州日本海北部系群(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだら本州日本海北部系群

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで(ステップ2)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 5.2千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 2.5千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 0.4千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 5 年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和15年（2033年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1 の規定を踏まえたまだら本州日本海北部系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0 とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2 の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の種類の種類に係る操業区域のうち、日本海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上覧に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）のうち、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線
以南の日本海の海域

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- 2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
- 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容

やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県とする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を避ける

ための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

(別紙2-44 まだら北海道太平洋(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだら北海道太平洋

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで(ステップ2)

第3 資源管理の目標

まだら北海道太平洋は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うまだら北海道太平洋の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、２において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１及び２に定めるとおりとする。

１ まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業

（１） 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第５の９の項の上欄に掲げる区域）を除く水域

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）のうち、北海道に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第

1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

北海道恵山岬灯台から青森県尻屋埼灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以北の太平洋の海域のうち、オホーツク海及び日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域）を除く水域並びに北海道松前郡松前町と同郡福島町との最大高潮時海岸線における境界点と青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点とを結ぶ線以東の日本海の海域

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留

保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。

2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道及び青森県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うも

のとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する。

(別紙2-45 まだら北海道日本海(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだら北海道日本海

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで(ステップ2)

第3 資源管理の目標

まだら北海道日本海は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うまだら北海道日本海の資源評価で推定された資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの91パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの63.7パーセントに相当する資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値

の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

3 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加

漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、2において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まだら北海道日本海沖合底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西野登呂岬突端に至る線以西の日本海の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上覧に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。

）のうち、北海道に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量
を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第
1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入
しない。)

2 まだら北海道日本海その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線
以北の日本海の海域のうち、北海道松前郡松前町と同郡福島町との最大高潮時海岸線における境
界点と青森県北津軽郡中泊町と同県東津軽郡外ヶ浜町との最大高潮時海岸線における境界点とを

結ぶ線以東の日本海の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては、許可省令別表第5の9の項の上覧に掲げる区域）を除く水域

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、沖合底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁

獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から３日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- １ 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- ２ 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
- ３ 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに

、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する。

（別紙2－46 よしきりざめ（南大西洋海域））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 よしきりざめ（南大西洋海域）

特定水産資源の定義 よしきりざめのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、北緯5度の線以南の大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域（以下この別紙において「南大西洋海域」という。）において漁獲されるものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

8月1日から翌年7月末日まで

第3 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

I C C A Tにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

よしきりざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

南大西洋海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

よしきりざめ（南大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分等を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者によ

る法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-47 ながすくじら)

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 ながすくじら

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで

第3 資源管理の目標

初期資源量（当該水産資源の人為的な漁獲がなされる前の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）の60パーセントの資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

国際捕鯨委員会において採択された手続に従って、第3の目標を長期的に維持する漁獲量を算定する方法を漁獲シナリオとする。なお、当該水産資源の資源量が初期資源量の54パーセント未満となった場合は、禁漁とする。

2 漁獲可能量の算定方法

漁獲可能量は、1の漁獲シナリオにより算定される生物学的許容漁獲量の値から、定置漁業における混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

ながすくじら母船式捕鯨業

1 当該大臣管理区分に関する事項

(1) 水域

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次のアからウまでに掲げる線及び最大高潮時海岸線から成る線以東の太平洋の水域

ア 北緯 35 度東経 139 度 58 分 28 秒の点正東の線

イ 北緯 41 度 42 分 53 秒東経 141 度の点及び北緯 41 度 29 分 10 秒東経 141 度の点を直線により結んだ線

ウ 北緯 45 度 27 分 35 秒東経 142 度の点正北の線

(2) 漁業の種類

母船式捕鯨業（許可省令第 2 条第 9 号に掲げる漁業をいう。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

(1) 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

(2) 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

採捕した日の属する月の翌月 10 日まで

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

年ごとの漁場形成の変動等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第 5 の大臣管理区分に配分する。

2 大臣管理漁獲可能量の超過分について

大臣管理区分において、前管理年度で当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後 1 月以内に超過量を確定し、当該管理年度の

漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

3 国の留保からの配分について

国の留保分については、大臣管理区分に対して、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の適切な管理を確保するためには、定置漁業における混獲の発生を回避し、及び抑制することが重要であることから、国及び都道府県は、定置漁業者に対し、許可省令第 91 条の規定並びに定置漁業における混獲の位置付け、取扱いの趣旨及び背景について周知するとともに、混獲の発生の回避及び抑制について指導するものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該大臣管理漁獲可能量の残量が 5 頭以下

になったときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2-48 かたくちいわし太平洋系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

特定水産資源の名称 かたくちいわし太平洋系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の
第 2 から第 7 までにおいて同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 112 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 28 千トン (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 3 千トン (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたちをいとし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出

した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。2に定める大臣管理区分において同じ。）のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第

1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条

第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 都道府県知事は、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、

体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容につ

いて十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

3 海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の2つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

(別紙2-49 かたくちいわし瀬戸内海系群(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

特定水産資源の名称 かたくちいわし瀬戸内海系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別

紙の第2から第6までにおいて同じ。

第2 管理年度

4月1日から翌年3月末日まで（ステップ1）

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 43千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 限界管理基準値 17千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 禁漁水準値 2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

- 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたぐちいわし瀬戸内海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 漁獲可能量の都道府県への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第6 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条

第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県のうち、過去にかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 都道府県知事は、かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度と

の間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ 2 の開始までに結論を得る。

(別紙 2－50 まだい日本海西部・東シナ海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 39.3千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 暫定目標管理基準値 13.1千トン (1 歳から 6 歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 3 限界管理基準値 9.0千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)

- 4 禁漁水準値 1.4千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度（2024年度）の資源評価（種苗放流を想定した場合。以下この別紙において同じ。）に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2の暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。以下この別紙において同じ。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水

域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量

を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、最大高潮時海岸線上京都府兵庫県両府県境界正北の線以西の水域（太平洋の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第2号

に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)のうち、鳥取県、島根県、山口県及び長崎県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県のうち、過去に第5の3(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府

県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

（別紙2－51 ぶり（ステップアップ管理対象資源））

第1 特定水産資源の名称

ぶり

第2 管理年度

大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ2）

都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

① 次に掲げる都府県 4月1日から翌年3月末日まで（ステップ2）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県

② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで（ステップ2）

北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値 222千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

- 2 限界管理基準値 69千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 3 暫定目標管理基準値 179千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加
入量が最大となる親魚量）
- 4 禁漁水準値 9千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第4の1(1)暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたぶりの漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、暫定目標管理基準値を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた

値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力に乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ぶり大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

大中型まき網漁業の許可に係る操業区域（太平洋中央海区及びインド洋海区並びに外国の領海

及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月末日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量

を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 ぶりその他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

当該漁業の許可に係る操業区域のうち太平洋の海域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令別表第5の9の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあっては同表の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの。

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月末日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。
- 2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和3年（2021年）から令和5年（2023年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。
- 3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島

県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに

、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 当該特定水産資源の特性、利用する漁業の実態その他の事情を勘案した、資源の有効利用を確保するための管理年度途中で漁獲可能量を調整する措置等に係る規定について、水産機構等の助言を基に検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。

3 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

（別紙 2－52 くろまぐろ（東部太平洋条約海域））

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（東部太平洋条約海域）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（以下この別紙において「アンティグア条約」という。）の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、アンティグア条約第 3 条に規定する海域（以下この別紙において「東部太平洋条約海域」という。）において採捕されるものをいう。

以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで

第 3 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会（以下この別紙において「I A T T C」という。）での合意を考慮し、若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセントとする。

第4 漁獲シナリオ

少なくとも60パーセントの確率で、第3の資源管理の目標を上回る状態を維持する。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

くろまぐろ（東部太平洋条約海域）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

東部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

くろまぐろ（東部太平洋条約海域）の採捕をした日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の70パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2-53 ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域) (ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

ベにずわいがに日本海系群(知事許可水域)

第2 管理年度

9月1日から翌年8月末日まで(ステップ1)

第3 資源管理の目標

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うべにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された知事許可水域の資源量相対値を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船の漁獲実績の平均値を1の規定に基づき調整した値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち、許可省令別表第1の日本海べにずわいがに漁業の項の上欄1及び2に掲げる区域

② 漁業の種類

大臣許可漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間
（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第4項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲

可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ
がなくなったと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

本則第 1 の 2 (5)①のステップ 1 を令和 7 管理年度から開始する。同(5)②のステップ 2 は、令和 8 管理年度から開始することを想定し、令和 9 管理年度中にステップ 1 及びステップ 2 の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ 3 を開始することを目指す。

(別紙 2－54 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）)

第 1 特定水産資源の名称

ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

第 2 管理年度

9 月 1 日から翌年 8 月末日まで

第 3 資源管理の目標

ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）は、現時点では、再生産関係等を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係等を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの間は、下記の指標を代替的に用いて目標管理基準値等を設定する。その際、資源水準の指標は、国が行うベにずわいがに日本海系群の資源評価で推定された大臣許可水域の資源量相対値

を資源量指標値として用いる。

1 目標管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80パーセントに相当する資源水準の値とする。

2 限界管理基準値

過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56パーセントに相当する資源水準の値とする。

第4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

直近の資源水準の値と第3の2の値の大小を比較した結果及び直近の資源水準の値と第3の1の値の差に基づき、漁獲量を調整する。

2 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、直近5年の我が国漁船及び韓国漁船の漁獲実績の平均値を1の規定に基づ

き調整した値とし、漁獲可能量は当該値に0.33（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海ベにずわいがに漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海ベにずわいがに漁業（許可省令第2条第16号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第5の9の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

日本海べにずわいがに漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の7月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の8月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この

管理区分において「申請者」という。)がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度8月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）におけるべにずわいがに日本海系群の漁獲量（(1)①の水域におけるものに限り、当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業

に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第8位以下を切捨てたものとする。）

(a) 40パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 60パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の平均の漁獲量（漁獲量が0の場合を含む。）に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水

域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値

- (イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により日本海べにずわいがに漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間における当該船舶の(1)①の水域におけ

る当該船舶のべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量を加えた数量）

(ウ) 当該船舶によりかごを使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による日本海べにずわいがに漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間の(1)①の水域におけるべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

日本海べにずわいがに漁業の許可又は起業の認可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の8月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第 1 項の資源管理基本方針に定める係数は 1 とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海ベにずわいがに漁業の許可に係る操業区域（外国の領海及び排他的経済水域（ロシア連邦にあっては許可省令第 5 の 9 の上項に掲げる区域、大韓民国にあっては許可省令別表第 5 の11

の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、日本海べにずわいがに漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

全量を、べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわいがに漁業に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

(別紙3) 特定水産資源以外の水産資源の資源管理方針

(別紙3-1 めばち(中西部太平洋条約海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 めばち(中西部太平洋条約海域)

水産資源の定義 めばちのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合を、平成24年(2012年)から平成27年(2015年)までの期間における平均値以上に維持する。

第3 漁獲シナリオ

WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

(注) W C P F Cで決定されている保存管理措置において、以下のとおり、我が国の一部の漁業種類（はえ縄漁業及び一本釣り漁業）について漁獲上限が設定されており、これを遵守することとする。

(1) はえ縄漁業 17,765トン

(2) 一本釣り漁業 114,573トン（めばち、きはだ及びかつお3種の合計値）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-2 おおえんこうがに類（南東大西洋条約海域）

第1 水産資源

水産資源の名称 おおえんこうがに類（南東大西洋条約海域）

水産資源の定義 おおえんこうがに属のうち、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に關す

る条約第4条に規定する条約水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

南東大西洋漁業機関（以下この別紙において「S E A F O」という。）での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

S E A F Oで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

S E A F Oで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－3 かつお（中西部太平洋条約海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 かつお（中西部太平洋条約海域）

水産資源の定義 かつおのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「W C P F C」という。）での合意等に従い、次の(1)と(2)の平均値とする。

- (1) 漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、平成30年（2018年）から令和3年（2021年）までの各年の親魚資源量の割合の平均値
- (2) 漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、合意されたかつおの漁獲条件（まき網については平成24年（2012年）の努力量の水準、竿釣りについては平成13年（2001年）から平成16年（2004年）の努力量の平均水準、及びW C P F Cで使用される評価水域5における沿岸国による漁業については平成28年（2016年）から平成30年（2018年）の漁獲量の平均水準）のもとで長期的な平衡状況で達成される親魚資源量の割合

第3 漁獲シナリオ

W C P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

(注) W C P F Cで決定されている保存管理措置において、以下のとおり、我が国の一部の漁業種類（一本釣り漁業）について漁獲上限が設定されており、これを遵守することとする。

一本釣り漁業 114,573トン（めばち、きはだ及びかつお3種の合計値）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－4 かつお（インド洋協定海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 かつお（インド洋協定海域）

水産資源の定義 かつおのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

インド洋まぐろ委員会（以下この別紙において「IOTC」という。）での合意等に従い、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセントの値とする。

第3 漁獲シナリオ

IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

IOTCで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－5 きはだ（中西部太平洋条約海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 きはだ（中西部太平洋条約海域）

水産資源の定義 きはだのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合に推定される親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合の平成24年（2012年）から平成27年（2015年）までの期間における平均値以上に維持する。

第3 漁獲シナリオ

WCPFCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

WCPFCで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

(注) W C P F Cで決定されている保存管理措置において、以下のとおり、我が国の一部の漁業種類（一本釣り漁業）について漁獲上限が設定されており、これを遵守することとする。

一本釣り漁業 114,573トン（めばち、きはだ及びかつお3種の合計値）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－6 きはだ（大西洋条約海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 きはだ（大西洋条約海域）

水産資源の定義 きはだのうち、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「I C C A T」という。）での合意等に従い、資源の持続的な利用の継続を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

I C C A Tで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I C C A Tで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3－7 きはだ（東部太平洋条約海域）)

第1 水産資源

水産資源の名称 きはだ（東部太平洋条約海域）

水産資源の定義 きはだのうち、1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する条約水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会（以下この別紙において「I A T T C」という。）での合意等に従い、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

I A T T Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－8 きんめだい（北太平洋漁業資源保存条約海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 きんめだい（北太平洋漁業資源保存条約海域）

水産資源の定義 きんめだいのうち、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条1の適用水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会（以下この別紙において「N P F C」という。）での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

N P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

N P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－9 きんめだい（南インド洋漁業協定海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 きんめだい（南インド洋漁業協定海域）

水産資源の定義 きんめだいのうち、南インド洋漁業協定第3条に規定する区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

南インド洋漁業協定締約国会議（以下この別紙において「S I O F A」という。）での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

S I O F Aで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

S I O F Aで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-10 くさかりつぼだい (北太平洋漁業資源保存条約海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 くさかりつぼだい (北太平洋漁業資源保存条約海域)

水産資源の定義 くさかりつぼだいのうち、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第 4 条 1 の適用水域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会 (以下この別紙において「N P F C」という。) での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

N P F C で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

N P F C で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による

法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11 びんなが (インド洋協定海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 びんなが (インド洋協定海域)

水産資源の定義 びんながのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する
区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「IOTC」という。) での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I O T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による
法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12 びんなが(北西太平洋海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 びんなが(北西太平洋海域)

水産資源の定義 びんながのうち、赤道以北の西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の
保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものを
いう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「W C P F C」という。)での合意等に従い

、現状の資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

W C P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13 びんなが(南西太平洋海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 びんなが(南西太平洋海域)

水産資源の定義 びんながのうち、南緯20度の線以南の西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲され

るものをいう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「W C P F C」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の56パーセントの値とする。

第3 漁獲シナリオ

W C P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－14 びんなが（北東太平洋海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 びんなが（北東太平洋海域）

水産資源の定義 びんながのうち、赤道以北の1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する条約水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

全米熱帯まぐろ類委員会（以下この別紙において「I A T T C」という。）での合意等に従い、資源の長期的な持続可能性を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

I A T T Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I A T T Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-15 めかじき (インド洋協定海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 めかじき (インド洋協定海域)

水産資源の定義 めかじきのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第 2 条に規定する
区域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

インド洋まぐろ委員会 (以下この別紙において「I O T C」という。) での合意等に従い、最大持
続生産量を達成するために必要な親魚資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

I O T C で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

I O T C で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による

法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-16 めかじき (北西太平洋海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 めかじき (北西太平洋海域)

水産資源の定義 めかじきのうち、赤道以北の西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の
保存及び管理に関する条約第3条1に規定する条約区域において漁獲されるものを
いう。

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「WCPFC」という。) での合意等に従い
、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

W C P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-17 めばち(インド洋協定海域)) 削除

(別紙3-18 めろ類(南極海洋生物資源保存条約海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 めろ類(南極海洋生物資源保存条約海域)

水産資源の定義 めろ類(まじえらんあいなめ及びらいぎょだまし)のうち、南極の海洋生物資源に関する条約第1条に規定する地域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（以下この別紙において「CCAMLR」という。）の合意等に従い、資源の合理的な利用を含む保存を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

CCAMLRで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

CCAMLRで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-19 めろ類（南インド洋漁業協定海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 めろ類（南インド洋漁業協定海域）

水産資源の定義 めろ類（まじえらんあいなめ及びらいぎよだまし）のうち、南インド洋漁業協定

第3条に規定する区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

南インド洋漁業協定締約国会議（以下この別紙において「SIOFA」という。）での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

SIOFAで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

SIOFAで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-20 めろ類（南東大西洋条約海域））

第1 水産資源

水産資源の名称 めろ類（南東大西洋条約海域）

水産資源の定義 めろ類（まじえらんあいなめ及びらいぎょだまし）のうち、南東大西洋における
漁業資源の保存及び管理に関する条約第4条に規定する条約水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

南東大西洋漁業機関（以下この別紙において「S E A F O」という。）での合意等に従い、資源の
長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

S E A F Oで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

S E A F Oで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による
法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-21 よしきりざめ (北西太平洋海域))

第 1 水産資源

水産資源の名称 よしきりざめ (北西太平洋海域)

水産資源の定義 よしきりざめのうち、赤道以北の西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第 3 条 1 に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「WCPFC」という。) での合意等に従い、資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。

第 3 漁獲シナリオ

WCPFC で決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-22 あかがれい日本海系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 あかがれい日本海系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うあかがれい日本海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙 3－23 きだい日本海・東シナ海系群）

第 1 水産資源

水産資源の名称 きだい日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の目標

国が行うきだい日本海・東シナ海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-24 きんめだい太平洋系群 (東シナ海海域))

第1 水産資源

水産資源の名称 きんめだい太平洋系群 (東シナ海海域)

水産資源の定義 きんめだい太平洋系群のうち、東シナ海において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

国が行うきんめだい太平洋系群の資源評価の対象に東シナ海海域が追加されるまでの間は、国の把握する東シナ海において漁獲される同系群のデータから算出される CPUE について、直近年 (2022 年) の水準の値 (355 kg/日) とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣は、当該水産資源の採捕

をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙 3－25 そうはち日本海南西部系群）

第 1 水産資源

水産資源の名称 そうはち日本海南西部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うそうはち日本海南西部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うも

のとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-26 にぎす太平洋系群)

第1 水産資源

水産資源の名称 にぎす太平洋系群

第2 資源管理の目標

国が行うにぎす太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した

協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－27 はたはた日本海北部系群）

第1 水産資源

水産資源の名称 はたはた日本海北部系群

第2 資源管理の目標

国が行うはたはた日本海北部系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。

なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－28 ひらめ太平洋北部系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 ひらめ太平洋北部系群

第 2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙 2 で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水

産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－29 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群）

第1 水産資源

水産資源の名称 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うひらめ日本海中西部・東シナ海系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、

これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－30 ベにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）） 削除

(別紙 3－31 まがれい日本海系群)

第 1 水産資源

水産資源の名称 まがれい日本海系群

第 2 資源管理の目標

国が行うまがれい日本海系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－32 まだい日本海西部・東シナ海系群） 削除

（別紙3－33 やなぎむしがれい太平洋北部系群）

第1 水産資源

水産資源の名称 やなぎむしがれい太平洋北部系群

第2 資源管理の目標

資源管理基本方針の別紙2で資源管理の目標が定められるまでの間は、国が行うやなぎむしがれい太平洋北部系群の資源評価で示された目標管理基準値案の値とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、こ

れを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－34 やりいか太平洋系群）

第1 水産資源

水産資源の名称 やりいか太平洋系群

第2 資源管理の目標

国が行うやりいか太平洋系群の資源評価で示される資源水準について、「中位」以上とする。なお、農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業法等の公的規制を遵守させる。また、農林水産大臣及び都道府県知事は、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣又は都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有

する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3－35 あかいか北太平洋漁業資源保存条約海域）

第1 水産資源

水産資源の名称 あかいか北太平洋漁業資源保存条約海域

水産資源の定義 あかいかのうち、北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約
第4条1の適用水域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

北太平洋漁業委員会（N P F C）での合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保
できる資源水準の値とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

北太平洋漁業委員会（N P F C）で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙 3－36 まかじき（中西部太平洋条約海域））

第 1 水産資源

水産資源の名称 まかじき（中西部太平洋条約海域）

水産資源の定義 まかじきのうち、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第 3 条 1 に規定する条約区域において漁獲されるものをいう。

第 2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「W C P F C」という。）での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の 20 パーセントの値とする。

第 3 漁獲シナリオ

W C P F Cで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

W C P F Cで決定されている保存管理措置を実施するため、当該水産資源を漁獲する主要な漁業であるかじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業（同省令同条第12号に掲げる漁業をいう。）において、許認可隻数を現状より増やさないこととする。

加えて、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙4）特定水産資源の資源再建計画

（別紙4－1 まいわし対馬暖流系群）

第1 対象となる特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 資源再建計画の期間

令和 4 管理年度から令和13管理年度まで

第 3 資源再建計画において講ずる措置

別紙 2－7 に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙 2－7 の第 4 の 3 に従って漁獲可能量を定めることとする。

第 4 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から 2 年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まいわし対馬暖流系群に係る本則第 8 の 1 の資源管理方針に関する検討会又は T A C 設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。
- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1 の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第 5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量という。）を下回っていることが判明した場合には、別紙2－7の規定に基づき必要な措置を講ずることとする。

（別紙4－2 すけとうだら日本海北部系群）

第1 対象となる特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第2 資源再建計画の期間

令和4管理年度から令和18管理年度まで

第3 資源再建計画において講ずる措置

- (1) 別紙2－9に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。
- (2) すけとうだら日本海北部系群の漁獲の大部分を占める北海道において、以下の取組を行う。

① すけとうだら日本海北部系群を漁獲対象とする主な漁業者団体等が、海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条に基づく資源管理協定を締結して取り組んでいる小型魚の漁獲を抑制する資源管理の継続を促進し、当該資源の回復を図ることとする。

② 各地域、漁業種類ごとに、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、漁獲努力量の削減や小型魚の保護、産卵親魚の保護等の措置に取り組むこととする。

また、行政機関、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等により構成されるすけとうだら日本海北部系群資源管理漁業者協議会を必要に応じ開催し、資源管理の取組状況や資源状況の情報・課題等を関係者間で共有することにより、資源管理の取組を効果的に推進する。

(3) 沖合底びき網漁業において、法第124条に基づく資源管理協定等に基づき、すけとうだら日本海北部系群を目的とした操業隻日数の上限及び北海道日本海地区での年間の漁獲上限を定めるとともに、漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合は漁場移動を行い、その後の操業で漁獲物における小型魚の割合が一定水準を超えた場合や、総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛することとする。

(4) 引き続き資源調査等の充実を図ることとする。

第4 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに、資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（すけとうだら日本海北部系群に係る本則第8の1の資源管理方針に関する検討会及びTAC設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。
- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の会議における議論も踏まえ、計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量を

いう。)を下回っていることが判明した場合には、別紙２－９の規定に基づき必要な措置を講ずることとする。

(別紙４－３　するめいか)

第１　対象となる特定水産資源

するめいか

第２　資源再建計画の期間

令和７管理年度から令和26管理年度まで

第３　暫定管理基準値

(1) 別紙２－12の第３の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である次の①及び②に掲げる値とする。

①　するめいか秋季発生系群　123千トン

②　するめいか冬季発生系群　145千トン

(2) 別紙２－12の第４の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は令和16年（2034年

）とし、当該年に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。

第4 資源再建計画において講ずる措置

別紙2－12に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙2－12の第4の4に従って漁獲可能量を定めることとする。

第5 資源再建計画の検証の方法

1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（するめいかに係る本則第8の1の資源管理の方針に関する検討会又はTAC設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。

2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の検討会における議論も踏まえ、資源再建計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第6 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、するめいか秋季発生系群及びするめいか冬季発生系群の資源水準の値が目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 農林水産大臣は、資源再建計画の期間が満了する前に、するめいか秋季発生系群又はするめいか冬季発生系群のいずれかの資源水準の値が、目標管理基準値を2管理年度連続して上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもって、当該系群を資源再建計画の対象から削除するために必要な変更を行う。
- 3 農林水産大臣は、検証の時期にかかわらず、親魚量が別紙2-12の第3の4に定める禁漁水準値を下回っていることが判明した場合には、別紙2-12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

(別紙4-4 まさば及びごまさば対馬暖流系群)

第1 対象となる特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群（ごまさば対馬暖流系群に限る。）

第2 資源再建計画の期間

令和 5 管理年度から令和14管理年度まで

第 3 資源再建計画において講ずる措置

別紙 2－16に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙 2－16の第 4 の 3 に従って漁獲可能量を定めることとする。

第 4 資源再建計画の検証の方法

- 1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から 2 年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まさば及びごまさば対馬暖流系群に係る本則第 8 の 1 の資源管理の方針に関する検討会又は T A C 設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会をいう。））において説明し、参加者間で議論を行う。
- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1 の会議における議論も踏まえ、資源再建計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第 5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）を下回っていることが判明した場合には、別紙2－16の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

附 則（令和三年十月二五日農林水産省告示第一八〇五号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙2－2第5の3を削る改正規定、別紙2－2第5の4の改正規定及び改正後の別紙2－2第5の3の次に第5の4を加える改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

（改正後の別紙2－2の第5のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当て及び漁獲量の総量による管理の

準備行為)

第二条 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、改正後の別紙２－２第５の３及び同別紙第５の４の大臣管理区分に配分する数量（以下「大臣管理漁獲可能量」という。）を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定に基づき、大臣管理漁獲可能量が設定された改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分において漁業法第十七条第一項の漁獲割当割合の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

３ 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第十七条及び第十八条の規定により、その設定を行うことができる。

４ 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者に対し、施行日前においても、漁業法第十九条の規定により、年次漁獲割当量の設定を行うことができる。

５ 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第二十条の規定により、改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における漁獲割当てによる管理に係る漁獲割当管理原簿を作成し、当該大臣管理区分に

おける漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うことができる。

- 6 改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分において漁業法第二十一条第一項の漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の移転の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その認可をすることができる。
- 8 改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

- 9 改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分において漁業法第二十二条第一項の年次漁獲割当量の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 10 農林水産大臣は、前項の規定により年次漁獲割当量の移転の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その認可をすることができる。
- 11 改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。
- 12 農林水産大臣は、改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次

漁獲割当量設定者が漁業法第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

13 農林水産大臣は、改正後の別紙２－２第５の３の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

- 一 漁業法第十七条第四項の規定により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でなくなった場合
- 二 漁業法第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなった場合

附 則（令和三年一二月九日農林水産省告示第二一〇三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、資源管理基本方針別紙 2－6 の第 5 並びに第 6 の 1 及び 5 の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、令和四年一月一日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、同法第 7 条第 1 項に規定する漁獲可能量のうち、この告示による改正後の資源管理基本方針別紙 2－6 第 5 の 1 及び 2 の大臣管理区分に配分する数量を定めることができる。

2 令和四年一月一日前において資源管理基本方針別紙 2－6 の特定水産資源の漁獲可能量のうち各都道府県及び大臣管理区分に配分する数量を定めるときは、この告示による改正後の資源管理基本方針別紙 2－6 の第 6 の 1 の規定の例によるものとする。

附 則（令和三年十二月十四日農林水産省告示二一三六号）

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、資源管理基本方針別紙 2－2 の第 5 及び第 6 の改

正規定は、令和四年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、令和四年一月一日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、同法第七条第一項に規定する漁獲可能量のうち、この告示による改正後の資源管理基本方針別紙2—2第5の1及び5の大臣管理区分に配分する数量を定めることができる。

附 則（令和四年三月九日農林水産省告示第五四六号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月十六日農林水産省告示第一〇一九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十月二七日農林水産省告示第一七二八号）

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２－１第５の２の改正規定及び別紙２－２第５の２の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

(改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２のかじき等流し網漁業等における漁獲割当てによる管理の準備行為)

第二条 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分に配分する数量（以下「大臣管理漁獲可能量」という。）を定め、これを公表することができる。

２ 前項の規定に基づき大臣管理漁獲可能量が設定された改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分において漁業法第十七条第一項の漁獲割当割合の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

３ 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第十七条及び第十八条の規定により、その設定を行うことができる。

- 4 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者に対し、施行日前においても、漁業法第十九条の規定により、年次漁獲割当量の設定を行うことができる。
- 5 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第二十条の規定により、改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分における漁獲割当てによる管理に係る漁獲割当管理原簿を作成し、当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うことができる。
- 6 改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分において漁業法第二十一条第一項の漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の移転の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その認可をすることができる。
- 8 改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させる

ものに限る。)をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

9 改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分において漁業法第二十二条第一項の年次漁獲割当量の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

10 農林水産大臣は、前項の規定により年次漁獲割当量の移転の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その認可をすることができる。

11 改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分における年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）を

したときは、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。

12 農林水産大臣は、改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が漁業法第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

13 農林水産大臣は、改正後の別紙２－１第５の２及び別紙２－２第５の２の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては

、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

- 一 漁業法第十七条第四項の規定により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でなくなった場合
- 二 漁業法第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなった場合

附 則（令和四年十二月十五日農林水産省告示第二〇〇九号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２－１第５の２の改正規定及び別紙２－２第５の２の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年一月六日農林水産省告示第一〇号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(改正後の別紙 2－12第 5 の 3 の大臣許可いか釣り漁業における漁獲割当てによる管理の準備行為)

第二条 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、改正後の別紙 2－12第 5 の 3 の大臣管理区分に配分する数量（以下「大臣管理漁獲可能量」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定に基づき大臣管理漁獲可能量が設定された改正後の別紙 2－12第 5 の 3 の大臣管理区分において漁業法第十七条第一項の漁獲割当割合の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第十七条及び第十八条の規定により、その設定を行うことができる。

4 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者に対し、施行日前においても、漁業法第十九条の規定により、年次漁獲割当量の設定を行うことができる。

5 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第二十条の規定により、改正後の別紙 2－12第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当てによる管理に係る漁獲割当管理原簿を作成し、当該大臣管理区分に

おける漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うことができる。

- 6 改正後の別紙 2－12第 5 の 3 の大臣管理区分において漁業法第二十一条第一項の漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の移転の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その認可をすることができる。
- 8 改正後の別紙 2－12第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

- 9 改正後の別紙 2-12 第 5 の 3 の大臣管理区分において漁業法第二十二条第一項の年次漁獲割当量の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 10 農林水産大臣は、前項の規定により年次漁獲割当量の移転の申請があった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その認可をすることができる。
- 11 改正後の別紙 2-12 第 5 の 3 の大臣管理区分における年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。
- 12 農林水産大臣は、改正後の別紙 2-12 第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁

獲割当量設定者が漁業法第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

13 農林水産大臣は、改正後の別紙2-12第5の3の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

- 一 漁業法第十七条第四項の規定により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でなくなった場合
- 二 漁業法第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなった場合

附 則（令和五年三月三日農林水産省告示第三六四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年四月十一日農林水産省告示第五二八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月十七日農林水産省告示第五九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年七月五日農林水産省告示第八三〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年十二月六日農林水産省告示第一七八五号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙 2－39及び別紙 2－40の改正規定は、令和六

年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 農林水産大臣は、別紙 2－39及び別紙 2－40の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和五年十二月二八日農林水産省告示第二〇一七号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和六年一月一日から施行する。ただし、別紙 2－3 の第 5 (2)⑦の漁獲量等の報告に係る期限の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 農林水産大臣は、別紙 2－41 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都

道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。)を聴くことができる。

(経過措置)

第三条 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月六日農林水産省告示第四六〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二八日農林水産省告示第六五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月四日農林水産省告示第一〇九九号）

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から

施行する。

一 別紙 2－42から別紙 2－45の改正規定 令和六年七月一日

二 別紙 2－46の改正規定 令和六年八月一日

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2－42から別紙 2－46の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和六年七月三十一日農林水産省告示第一四八六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年十一月二一日農林水産省告示第二一四四号）

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２－48から別紙２－50の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 農林水産大臣は、別紙２－48から別紙２－50の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和六年十二月二七日農林水産省告示第二三五四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年三月七日農林水産省告示第三六一号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定

める日から施行する。

一 別紙２－51及び別紙２－52の改正規定 令和七年四月一日

二 本則の改正規定（第３に係る部分に限る。） 令和八年四月一日

（準備行為）

第二条 農林水産大臣は、別紙２－51及び別紙２－52の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和七年四月十一日農林水産省告示第六〇一号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年五月二七日農林水産省告示第八三三号）

(施行期日)

第一条 この告示は、令和七年七月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2－15及び別紙 2－16、別紙 2－42、別紙 2－43、別紙 2－44、別紙 2－45の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和七年七月二日農林水産省告示第一〇五四号）

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙 2－53及び別紙 2－54の改正規定は、令和七年九月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙２－53及び別紙２－54の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和七年十二月二日農林水産省告示第一八三一号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２－５、別紙２－６及び別紙２－７の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 農林水産大臣は、別紙２－５、別紙２－６及び別紙２－７の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

附 則（令和八年三月十二日農林水産省告示第三五八号）

（施行期日）

第一条 この告示は、令和八年四月一日から施行する。ただし、本則、別紙２—16及び別紙４—４の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行前にくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした場合における別紙２—２に基づく漁獲可能量等の報告に係る期限については、なお従前の例による。

（準備行為）

第三条 農林水産大臣は、別紙２—２、別紙２—８、別紙２—９、別紙２—10、別紙２—11、別紙２—12及び別紙２—51の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。